

## 指名停止措置の概要

### 1 指名停止の措置を受けた者及び住所

蜂谷工業株式会社  
岡山県岡山市北区鹿田町1-3-16

S

### 2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和6年2月19日～令和6年6月18日（4ヵ月）

中国四国区域（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

### 3 指名停止理由

蜂谷工業株式会社は、令和5年11月28日、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共工事の発注者がその結果を複数年度の資格審査に用いたことが、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、中国地方整備局長より監督処分（営業停止45日間）を受けた。

このことが、「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年5月1日付け59経第779号農林水産大臣官房経理課長通知）別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。

### 4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第13号（建設業法違反行為）

（農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領）  
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

| 措置要件   | 期間及び措置対象区域                     |
|--|--------------------------------|
| （建設業法違反行為）<br>13 当該区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から当該区域を対象として1ヵ月以上9ヵ月以内 |